院外処方せんにおける事前合意プロトコル

[目的]

プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを「事前合意プロトコル」を運用することによって減少させ、患者様の待ち時間短縮と処方医師・薬剤師の負担軽減及び診療時間確保を図る。 疑義照会は従来通り実施する。

「運用〕

別記の項目について保険薬局薬剤師の判断と責任の下で患者様の同意が得られた場合には、個別の処方医への同意の確認を不要とする。変更内容は「事前合意プロトコル専用 FAX 送信状」にて当院薬剤部へ報告する。当院薬剤師は、電子カルテに記載すると共に、当該 FAX 送信状をメール便にてスキャナーセンターへ送付し、電子カルテに添付する。

「保険薬局との合意]

当院院外処方せんに係わる「事前合意プロトコル」について、当院院外処方せんを取り扱う保険薬局と合意書を交わす。

★ 参考 [薬剤師法]

第23条(処方せんによる調剤)第2項

.

- ・薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
- ⇒ 銘柄変更・剤形変更・規格変更等 「事前合意プロトコル」の対象として、問い合わせを簡素化する。

第24条(処方せん中の疑義)

- ・薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した 医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後で なければ、これによって調剤してはならない。
- ⇒ 相互作用・禁忌・重複等 薬学的知見に基づく疑義 「事前合意プロトコル」の対象とはならない。その都度、疑義照会が必要

院外処方せんにおける処方医への問い合わせ不要項目

≪原則≫

- ◆先発医薬品において「変更不可」の指示がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ◆アドヒアランス向上に資する安定性、利便性向上のための変更に限る。
- ◆患者様に(服用方法、安定性、価格等)説明後、同意を得て変更。
- ◆在庫がないことを理由にする処方変更は不可とする。
- ◆麻薬及び覚せい剤原料は下記合意項目に関わらず問い合わせをする。

① 成分名が同一の銘柄変更

例1) ボナロン錠 35mg⇒フォサマック錠 35mg⇒アレンドロン酸錠 35mg *先発品間でも可:薬価が同一もしくは低下する場合のみ

② 剤形の変更

- 例 1) ドグマチールカプセル $50 \text{mg} \Leftrightarrow \text{ドグマチール錠 } 50$
- 例 2) アクトス錠 30 ⇔ アクトス OD 錠 30
- *錠(カプセル、OD錠など)の粉砕指示時の同一メーカーの散剤への変更
- *用法用量が変わらない場合のみ可。
- *外用薬の変更不可(軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更等)

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- 例1) アムロジン錠 5mg 1回2錠 ⇒ アムロジン錠 10mg 1回1 錠
- 例2) ミカルディス錠 40mg 1回 0.5 錠 ⇔ミカルディス錠 20mg 1回 1 錠
- 例 3) リンデロン-V 軟膏 0.12% (5g/本) 6 本 \leftrightarrow リンデロン-V 軟膏 0.12% (10g/本) 3 本
- ④ 処方製剤をコンプライアンス等の理由により無料で半割、粉砕あるいは混合すること、あるいはその逆 (規格追加も含む)。(抗腫瘍剤を除く)
- *安定性のデータに留意。
- *自家製剤加算、一包化加算、嚥下困難者用製剤加算等を算定する場合は必ず 問い合わせる。

⑤ 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由により無料で一包化調剤する こと。

(抗腫瘍剤、及びコメントに「1包化不可」とある場合は除く)

- *安定性のデータに留意。
- *一包化加算を算定する場合は必ず問い合わせる。
- ⑥ 経過措置などによる一般名への変更による名称変更
- 例1) マグラックス錠 330 mg \Rightarrow 酸化マグネシウム錠 330 mg
- ⑦ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の数量の変更も含む)
- 例 1) ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 28 日分 \Rightarrow 23 日分(5日分残薬がある場合)
- 例 2) ルリコンクリーム 1% 3本 \Rightarrow 2 本 (1本残薬がある場合)
- *減らす場合に限る。全く不要にする場合、増やす場合は必ず問い合わせる。

以上

開始日 2017年11月8日